

権利の主体 1

1 権利能力

- 外国人も、法令または条約によって禁止される場合を除いて、権利能力が認められる。
- 不法行為の損害賠償請求も、胎児の代理はできない。
- 権利能力なき社団は、社団名の登記はできない。権利能力なき社団の資産は、その構成員に総有的に帰属する。

2 制限行為能力者

未成年者	原則	未成年者が法律行為（契約）を行うには、法定代理人の同意が必要である。同意がない場合、取り消すことができる。
	例外	次の行為は、未成年者が単独で行ったとしても、取り消すことができない。 ①単に権利を得、又は義務を免れる行為 ②一種又は数種の許された営業に関する行為 ③法定代理人から処分を許された財産の処分
成年被後見人	原則	成年後見人の同意を得て成年被後見人が契約をしたとしても、本人・成年後見人が取り消すことができる。
	例外	日用品の購入その他日常生活に関する契約は、成年被後見人であっても、単独ですることができる（取り消すことができない）。
被保佐人	原則	被保佐人は、単独で契約をすることができる（取り消すことができない）。
	例外	不動産の売買や借財等の重要な財産上の行為をするには、保佐人の同意が必要である。同意またはそれに代わる家庭裁判所の許可がない場合、取り消すことができる。
被補助人	原則	被補助人は、単独で契約をすることができる（取り消すことができない）。
	例外	家庭裁判所により指定された行為をするには、補助人の同意が必要である。同意がない場合、本人・補助人は取り消すことができる。

【問題】権利の主体 1

- 1. 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。 ● H24-27-1
- 2. 権利能力なき社団 A が不動産を買い受けた場合において、A は、法人に準じて扱われる所以、登記実務上、A 名義の登記が認められる。 ● H16-25-4
- 3. B が権利能力なき社団である場合には、B の財産は、B を構成する A ら総社員の総有に属する。 ● H29-27-イ
- 4. 成年被後見人の法律行為について、成年後見人は、これを取り消し、または追認することができるが、成年被後見人は、事理弁識能力を欠く常況にあるため、後見開始の審判が取り消されない限り、これを取り消し、または追認することはできない。 ● H24-27-4
- 5. 被保佐人 A は、その保佐人 B の同意を得ずに C に A の所有する不動産を売却した場合に、A 及び B は、A C 間の売買契約を取り消すことができる。 ● H16-25-2
- 6. 補助人の同意を得なければならない行為を被補助人が補助人の同意を得てした場合であっても、相手方は、制限行為能力を理由として被補助人の行為を取り消すことができる。 ● H18-27-5